

IELTS on computer 受験規約

第1条 総則

IELTS on computer（以下「当テスト」という）は、ブリティッシュ・カウンシル、IDP:IELTS オーストラリア、ケンブリッジ大学英語検定機構（以下、総称して「テストパートナー」という）が共同運営で保有し、公益財団法人日本英語検定協会（以下、「協会」という）が、日本国内における実施運営および広報活動をしている、海外留学や研修の際の英語力を証明するための試験です（なお、当テストのヴァリエーションの一つとして IELTS on computer -Writing on Paper がありますが、協会は同テストを提供しておりません）。

以下に規定する受験規約（以下「本規約」という）は、[IELTS Terms and Conditions](#)（以下「T&Cs」という）、等における定めのある適用があることを前提として、当テストの申込者および受験者の権利と義務を規定したものです。本規定は T&Cs に定めのない事項を補足的に規定するまたは T&Cs に定めのある事項を詳細化・明確化する趣旨のものであり、万が一 T&Cs における定めとの間に矛盾・齟齬がある場合には、T&Cs が優先して適用されます。

当テストの申込者および受験者は、本規約の内容を理解し、同意して申し込みをしているので、本規約を遵守する義務があります。

なお、IELTS For UKVI の受験については「IELTS For UKVI 受験規約」を、IELTS Life Skills の受験については「IELTS Life Skills 受験規約」をご確認ください。

申込時

第2条 受験資格・条件

1. 申込日の時点で年齢が 11 歳に満たない方は、当テストを受験することができません。
2. 当テストは申込日の時点で年齢が 16 歳以上の方の受験を推奨しております（T&Cs Clause 7.2 をご参照ください）。

3. 未成年者が受験する場合、申し込みは当該未成年者の法定代理人が行わなければなりません。
4. 同一日に当テストを重複して申し込みおよび受験することはできません。受験した場合は、すべて失格になり、試験結果は開示されません。
5. 協会は、申込者が次に掲げる事由に該当する場合には、申込者による当テストの受験を断ることがあります。
 - (1) 申込者が、当テストを利用して協会若しくは第三者の権利を侵害し、または違法行為をなすおそれがあると協会が判断したとき。
 - (2) 申し込みが英語力の証明という試験目的から逸脱していると協会が判断したとき。

第3条 申し込み等について

1. 試験概要の確認

T&Cs および当テストウェブページ等を閲覧し、受験料、試験時間等の試験の概要および受験上の案内や注意事項等を確認・同意の上、申し込みを行ってください。申し込みを行うことで、T&Cs 及び本規約を読み、理解した上で、これらを遵守することについて同意したものとします。

2. テスト形式

IELTS には、アカデミック・モジュールとジェネラル・トレーニング・モジュールの 2 種類があります。いずれも、リスニング、リーディング、ライティング（以下 3 つを合わせて「LRW テスト」という）、スピーキングの 4 つのテストで構成されており、リーディングとライティングに関しては、アカデミック・モジュールとジェネラル・トレーニング・モジュールでは試験問題が異なります。どちらのモジュールを受験する必要があるかは受験お申し込み前に出願先等へご確認ください。

3. 受験登録

- (1) 申し込みは定員制となっています。申込締切は LRW テストの実施日の 3 日前の午前 9 時 00 分までです。ただし、定員に達してしまっ

た場合は、それよりも早く締め切る場合があります。

- (2) 受験登録は、申込みが完了した旨が明記されている「Confirmation of completion of IELTS registration and acceptance of application」と題するメール（以下 Confirmation Mail）が届いた時点で完了します。登録手続の不備によって申込みが完了しなかった場合であっても、協会は責任を負いません。この「Confirmation Mail」は受験料の支払日の翌営業日までに届きます。

「Confirmation Mail」が同日までに届かない場合には、必ず協会にお問い合わせください。

- (3) パスポートについて

受験登録には、受験日当日時点で有効なパスポートが必要です。持参しなかった場合や不備があった場合には、理由の有無を問わず受験ができず、一切の返金もできません。試験日前にパスポートを更新した場合、必ず LRW テストの3日前の午前9時まで、更新後のパスポート番号、有効期限、国籍、対象の試験日を管轄のテストセンターにメールにてご連絡いただく必要があります（T&Cs Clause 5.2 をご参照ください）。

上記の手続に不備があった場合には受験ができず、一切の返金もできません。

- (4) 受験登録の際の注意事項

ア. 受験登録の過程で、モジュール・試験日・受験都市等の情報について誤った情報が入力された場合であっても、協会は、入力された情報の修正等を行いません。

イ. 申込締切までに受験登録を完了させなかった場合、協会が受験登録を完了させることはありません。

ウ. 申込をした試験を誤ってキャンセルした場合、協会がキャンセルの取消しをすることはありません。

エ. 支払期間内に受験料を支払わなかった場合、受験登録は自動キャンセルされます。

- (5) 以下に該当する場合、当テストの受験はでき

ません。

- ・受験登録のすべての手続を完了させなかった場合
- ・支払期間内に受験料を支払わず自動キャンセルになった場合
- ・受験料支払手続完了前に、申込者が申込内容に虚偽の内容を記載したことが発覚したとき
- ・申込者が受験料の支払を現に怠ったとき
- ・受験料支払手続完了前に、申込者が受験料の支払を怠るおそれがあると協会が判断したとき
- ・その他受験料支払前に受験登録を含む受験に必要な手続に不備があった場合

- (6) 以下に該当する場合、当テストの受験および一切の返金はできません。

- ・試験当日に受験登録時に使用した当日有効なパスポートの原本（試験日前にパスポートを更新した場合は、更新したパスポート原本）を持参しなかった場合
- ・更新したパスポートについて本規約第3条第3項（3）に定める手続を正しく行わなかった場合
- ・受験料支払手続完了後に、申込者が申込内容に虚偽の内容を記載したことが発覚したとき
- ・受験料支払手続完了後に、受験登録を含む受験に必要な手続に不備がある状態で申込締切を過ぎた場合

- (7) 以下に該当する場合、当テストの受験はできませんが、一切の返金はできません。

- ・協会が主催する「IELTS for UKVI」又は「IELTS for Life Skills」の申込登録をすべきところ、誤って協会主催の当テストに申し込みをし、T&Cs Clause 3.2 に定めるキャンセル期限を過ぎた場合
- ・その他受験登録を含む受験に必要な手続に不備がない場合で、申込締切後に、申込者および受験者の都合等によって受験料の返金を希望する場合

4. 申し込みのキャンセル等

(1) キャンセルについては、T&Cs Clause 3.2 が適用されますため、同条をご参照ください。

(2) IELTS for UKVI および IELTS Life Skills は、当テストとは別の試験です。また、当テストは IELTS on Computer - Writing on Paper とは異なります。ご確認の上お申し込みください。誤って申込み手続をした場合であっても、本条第 5 項に基づいてこれらの試験に変更することはできず、キャンセルを行うことのみができます。

(3) キャンセル申請がなされた後に、同申請をキャンセルすることはできません。誤ってキャンセル申請がなされた場合であっても、受験申込・受験登録はキャンセルされます。

(4) キャンセルが受理された場合には、協会からキャンセル受理の案内メールが当テストお申込み時に登録したメールアドレスに送信されます。キャンセル手続をしたにもかかわらず、案内メールが届かない場合には、キャンセル期限前までに必ず管轄のテストセンター宛に連絡してください。連絡がなく、キャンセル期限を過ぎた場合にはキャンセルを認めません。

5. 試験予約の変更

試験予約の変更については、T&Cs Clause 3.1 が適用されますため、同条をご参照ください。

6. 当日欠席の場合の対応

(1) 公共交通機関【船、飛行機、電車、バス等の公共交通機関(タクシーを除く)】の遅延(交通網の麻痺も含む)によって、「Confirmation Mail」内の「Registration Starts」記載の時刻までに会場に到着することが不可能であった場合は、当日欠席されても、証明書と申請書の提出によって、振替受験または所定の手数料(受験料の 25%)を差し引いた金額の払い戻しが認められる場合がありますので、試験日の翌々日 23 時 59 分までにメールまたは電話にて管轄のテストセンターに連絡してください。

(公共交通機関発行の証明書原本を、試験から 3 営業日後の 17 時必着で管轄のテストセンター宛に郵送していただく必要があります)

す。ただし、当該証明書の内容によっては返金できないケースがあります)

(2) 以下に当てはまる場合は、当日欠席されても、証明書と申請書の提出によって、所定の手数料(受験料の 25%)を差し引いた金額の払い戻しが認められる場合がありますので、試験日の翌々日 23 時 59 分までにメールまたは電話にて管轄のテストセンターに連絡してください(T&Cs Clause 3.4.1 をご参照ください)。

ア. 試験当日に重篤な疾患(インフルエンザを含む)により受験が不可能な場合(当該疾患に罹患していたことを証する診断書原本を、試験から 5 営業日後の 17 時必着で管轄のテストセンター宛に郵送していただく必要があります。軽症、風邪等の場合は適用されません。診断書の内容によって返金できないケースがありますので、管轄のテストセンターへご確認ください)

イ. 三親等以内の親族の死去に伴い、通夜・葬儀・告別式・初七日に出席する場合(試験当日に通夜・葬儀・告別式・初七日が行われたことを証明する会葬礼状等の書類の原本又は写しの提出が必要です。試験から 5 営業日後の 17 時必着で管轄のテストセンター宛に郵送していただく必要があります。)

7. 受験上の配慮について

全ての受験者の英語能力を公平かつ正確に評価するため、当テストでは学習障がい、聴覚障がい、視覚障がいがある受験者の方々への受験上の配慮が用意されています。点字受験など特別な試験問題を必要とする場合は、準備に時間が必要ですので、希望受験日の 4 ヶ月前までに管轄のテストセンターに連絡してください(T&Cs Clause 5.4 をご参照ください)。なお、障がいによっては受験上の配慮を実施できないケースや、日程について希望に添えないこともあります。詳細については、管轄のテストセンターに問い合わせてください。

第 4 条 試験日時・試験会場について

1. 協会は、試験日時・試験会場について、ご希

望に沿うよう努力しますが、受験登録手続で希望された試験日時・試験会場を変更し、または廃止する場合があります（T&Cs Clause 3.4.2 及び Clause 3.4.3 をご参照ください）。

2. 確定した試験日時は「Test Taker Portal」にてご確認いただけます。LRW テストとスピーキングテストの会場は異なる場合があります。受験者情報の登録・確認があるため、Confirmation Mail 内の「Registration starts」及び「Test starts」に記載の時刻を厳守してください。遅刻者の受験は原則として認めていません。

第 5 条 受験票について

受験票は送付していません。受験の詳細は、「Confirmation Mail」または Test Taker Portal でご確認いただけます。

受験時

第 6 条 受験者情報の登録・確認

1. 当テストは高度なセキュリティ管理が求められる試験であるため、受験をする際には受験者情報の登録・確認をする必要があります。そのため、試験当日は、受付時間内に署名のサンプルの取得、右手人差し指の指紋登録および顔写真の撮影・登録を行います（T&Cs Clause 2.4, Clause 2.5 および Clause 5.7 をご参照ください）。遅刻やパスポート不備等により、受付時間内に受験者情報の登録・確認を完了できなかった場合には、どの技能も受験することができません。この場合、受験料の返金および振替受験はできません。写真撮影の際は、眼鏡や顔や頭部を覆う帽子、大きめの髪飾りははずしてください。また、眼鏡を除くこれらのアイテムは試験室への持込みが認められないため、あらかじめ荷物室へ預けてください。当日撮影した写真は成績証明書に使用されます。
2. 登録された指紋情報と顔写真は、試験のセキュリティ管理の目的のもと、試験中のトイレ退出等のタイムログの記録や本人確認の手続

のために使用されます。また、スピーキングテストの際のチェックインおよびチェックアウトについても、全て登録された指紋情報と顔写真の確認をもって管理します。

3. 試験のセキュリティ管理の目的のもと、試験当日にビデオ録画が行われうることにについて、T&Cs Clause 2.7 をご参照ください。

第 7 条 受験時の注意事項および禁止事項

1. 注意事項の遵守

(1)試験当日は T&Cs の内容の他、Confirmation Mail、試験監督者または試験室の責任者（以下総称して「試験運営スタッフ」という）の試験当日のアナウンスおよび会場に掲示された注意事項・禁止事項を確認し、遵守してください（T&Cs Clause 5.6 をご参照ください）。

(2)試験環境・試験実施プロセス等が原因で、体調等の悪化をきたし、試験結果に影響したと思われる場合、その他試験運営に関するクレームがある場合には、できる限り試験当日中に試験運営スタッフに申し出るか、試験結果が開示される前にテストセンターにご連絡ください。（T&Cs Clause 5.9 をご参照ください）。

2. 第三者による受験の禁止等

第三者による代理受験および受験を受ける権利の第三者への譲渡は禁止されており、これらの行為は第 18 条に定める違反行為等とみなします。また、試験当日に本人確認ができないとき、または申し込みの事実が確認できないときは、当テストの受験ができません。

3. 所持品の管理

試験会場内に持ち込む携行品は専用荷物室に置いていただき、施錠をして管理を行います。協会は盗難、紛失その他について一切責任を負いかねますので、必要最小限の持ち物で来場してください（T&Cs Clause 5.8 をご参照ください）。

第 8 条 受験時の持参物

1. 必須持参物

・パスポート：テスト当日の時点で有効期限内の

もので、かつ原本に限ります。申し込みの際に登録されたパスポート番号と試験当日に提示するパスポートの番号が一致している必要があります。

2. 持ち込み・使用が許可されるもの

(1) LRW テスト

- ・パスポートの原本（カバーやシールをはずした状態）
- ・水（ラベルをはがした状態。無地・無色・透明なプラスチックボトルに入ったもの1本。炭酸水は不可）

(2) スピーキングテスト

- ・LRW テストで本人確認に使用したパスポートの原本（カバーやシールをはずした状態）

3. 持ち込み・使用が禁止となるもの

(1)前項に掲げるもの以外は「手荷物」と定め、協会が指定する場所に置き、LRW テスト室およびスピーキングテスト室への持ち込み・使用を禁止します（T&Cs Clause 5.8 を併せてご参照ください）。健康上の理由等やむを得ない理由により持ち込み・使用を希望するもの（目薬・松葉杖、常備薬等）については、必ず、事前に受験日の2週間前までに管轄のテストセンター宛に申請を行う必要があります。

(2)協会は受験者の手荷物について一切の責任を負いかねますので、貴重品を試験会場に持ち込まないでください。

第9条 問題漏えいの禁止

当テストの試験内容は非公開です。トピックカード等試験中に配布されるものや試験の使用する設備の持出し、試験問題の一部または全部の複製および外部への開示・漏えい（インターネット等への掲載・投稿を含む）は、一切禁じられており、かかる行為があった場合には第18条に定める違反行為等があったものとみなします。

第10条 撮影等その他試験情報の漏えいの禁止
試験会場内での録音・撮影行為、また試験に関して知り得た情報全般を他者に開示・公開するこ

とは、一切禁じられており、かかる行為があった場合には第18条に定める違反行為等があったものとみなします。

第11条 遅刻時の対応

1. LRW テスト

(1) Confirmation Mail 内の「Registration Starts」

記載の時刻までに会場に到着しなかった場合および同メール内の「Test Starts」記載の時刻までに受験者情報の登録・確認が完了しなかった場合を「遅刻」と定義し、遅刻者の受け入れは原則行いません。遅刻の場合は、本条第2項又は第3項が適用される場合を除き、その場で受験資格が失効します。振替受験、返金等には一切応じかねますので、当日は必ず時間に余裕をもって会場の受付まで来場してください（T&Cs Clause 5.5 を併せてご参照ください）。

(2)公共交通機関【船、飛行機、電車、バス等の公共交通機関（タクシーを除く）】の遅延（交通網の麻痺も含む）によって遅刻が発生した場合には、例外的に受験を認めることがあります。この場合、試験当日に遅延証明書の原本を持参した上で試験会場に来場してください。その際、当日の担当者に遅延証明書の原本を提出し、「遅延申告書・誓約書」に記入していただきます。記入していただけない場合は、受験を認めず、その場で受験資格は失効します。また、記入内容について後日管轄のテストセンターより本人宛に電話またはメールにて確認および追加での情報の提出をお願いする場合があります。「遅延申告書・誓約書」の内容および提出された書類・情報を精査したうえで、テストセンターが例外的な受験の対象に該当しないと判断した場合には、当日受験した場合であっても、受験資格は失効し、試験結果の開示はありません。

(3)本条第2項に定める遅延証明書原本、および「遅延申告書・誓約書」の記入をもって例外的に受験できる場合に該当するものの、当日中

の受験ができないまたは受験を希望しない場合は、翌々日 23 時 59 分までに、管轄のテストセンター宛に、当日使用した経路、乗車時刻および遅延証明書原本の提出により別日への振替受験を希望する旨の意向をメールにて連絡してください。会場への直接の連絡は禁止します。なお、振替を希望する日時によっては振替が不可能な場合があります。振替が不可能な場合であっても、第 3 条第 6 項(1)に定める手続を行うことにより、所定の手数料(受験料の 25%)を差し引いた金額を払い戻せる場合があります。

2. スピーキングテスト

(1) Confirmation Mail 内の「Registration Starts」

記載の時刻までに会場に到着しなかった場合および同メール内の「Test Starts」記載の時刻までに受験者情報の登録・確認が完了しなかった場合を「遅刻」と定義し、遅刻者の受け入れは原則として行いません。遅刻の場合は、その場で受験資格が失効します。また、振替受験、返金等には一切応じかねますので、当日は時間に余裕をもって会場受付まで来場してください (T&Cs Clause 5.5 を併せてご参照ください)。

(2) スピーキングテスト実施日に公共交通機関

【船、飛行機、電車、バス等(タクシーを除く)】の遅延(交通網の麻痺も含む)である不可抗力による遅刻が発生した場合は、試験当日に遅延証明書の原本を持参した上で試験会場に来場してください。その際、当日の担当者に遅延証明書の原本を提出し、「遅延申告書・誓約書」に記入していただきます。記入していただけない場合は、受験を認めず、その場で受験資格は失効します。また、記入内容について後日管轄のテストセンターより本人宛に電話またはメールにて確認および追加での情報の提出をお願いする場合があります。「遅延申告書・誓約書」の内容および提出された書類・情報を精査したうえで、テストセンターが例外的な受験の対象に該当しないと判断した場合には、

当日受験した場合であっても、受験資格は失効し、試験結果の開示はありません。

- (3) 本条第 2 項に定める遅延証明書原本、および「遅延申告書・誓約書」の記入をもって例外的に受験できる場合に該当するものの、当日中の受験ができない場合又は受験を希望しない場合は、翌々日 23 時 59 分までに管轄のテストセンター宛に当日使用した経路、乗車時刻および遅延証明書原本の提出により別日への振替受験を希望する旨の意向をメールにて連絡してください。会場への直接の連絡は禁止します。なお、振替を希望する日時によっては振替が不可能な場合があります。振替が不可能な場合であっても、第 3 条第 6 項(1)に定める手続を行うことにより、所定の手数料(受験料の 25%)を差し引いた金額を払い戻せる場合があります。

第 12 条 リスニング環境の確認

リスニング放送の音量・音質については、リスニング試験開始前に、受験するコンピュータにてご自身で調整してください。音が出ない等のヘッドフォンの機器の不備は、試験運営スタッフにお申し出ください。

第 13 条 PC、モニター、キーボード、マウス等の異常発生時の対応

PC による受験に必要な機器(PC、モニター、キーボード、マウス等)に異常を感じた場合には、直ちに試験運営スタッフへ申し出てください。

第 14 条 試験問題の内容に関する質問

試験運営スタッフは、試験問題の内容についての質問には答えられません。

第 15 条 試験中の途中退室および再入室

1. 試験中の途中退室は原則禁止ですが、お手洗いや体調不良等やむを得ない場合、一時退室・再入室が可能です(ただし、試験全体および各技能のインストラクション中、リーディングテ

ストおよびライティングテストの終了 10 分前、リスニングテスト中、スピーキングテスト中は一時退室ができず、退出した場合には、いかなる理由があっても再入室して試験を再開することはできず、それ以降の他の技能テストを受けることもできません)。万が一退室を希望する場合は静かに挙手し、試験運営スタッフへ申告してください。なお、一時退室した場合でも、試験時間の延長はしません。

2. リスニング、リーディング、ライティング、スピーキングの 4 技能のうち、1 技能でも欠席または棄権した場合には、後続の他技能の試験についても受験できません。

第 16 条 問題冊子・解答用紙の持ち出し禁止
問題冊子・解答用紙・タスクカードは、理由の如何にかかわらず試験室から持ち出すことを一切禁止します。万が一受験者による持ち出しが発覚した場合は、第 18 条にいう違反行為等として厳正に対処し、試験結果の開示を受けられないものとした上で、場合によっては法的措置をとります (T&Cs Clause 5.10 をご参照ください)。

第 17 条 試験中の録音について
スピーキングテストの内容は録音されます。また、万が一、何らかの理由によりスピーキングテストが録音されなかった場合には、再度スピーキングテストが行われます。

第 18 条 迷惑行為・不正行為及び規約違反行為
受験者は、下記(1)に掲げる迷惑行為・不正行為を行った場合もしくは下記(2)に掲げる試験実施に支障を及ぼす事象を生ぜしめた場合または本規約、T&Cs、Confirmation Mail もしくは日本版受験者向け情報等の本テストに関連する規約に違反する行為 (以下、総称して「違反行為等」といいます) が認められる場合は、受験資格を失い、違反行為等が認められた日の当テストの受験はできず、試験結果の開示、受験料の返金も受けられません。また、違反行為等を理由として、受験

者の将来における受験が禁止されることがあります (T&Cs Clause 5.11 および Clause 5.12 をご参照ください)。なお、受験者の将来における受験が禁止されたにもかかわらず当テストの申込みをした場合には、当該申込みは無効とし、当該申込みに係る受験料の返金もしません。違反行為等の有無の認定は、当該違反行為等が行われた当日または協会内で協議の上後日、違反者に対して口頭または書面にて通知するものとします。

(1) 迷惑行為・不正行為

- ・試験を実施する部屋への、第 8 条 1 項および 2 項で定めたもの以外の物品の持ち込み (電子機器、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、腕時計、置時計、ストップウォッチ、参考書、辞書、ポケットベル、スペルチェッカー、レコーダー、財布、めがねケース、シャープペンシル、帽子、ひざ掛け、コート、食べ物、ハンカチ、事前にテストセンターより許可を得ていない医薬品や目薬等を含みますが、これらに限りません)
- ・他の受験者の解答や用意してきた文章を書き写す行為
- ・他の受験者へ話しかける行為
- ・試験中に試験問題の内容や自身の解答の内容を声に出して読み上げる等、私語・独り言を発する行為
- ・大声、咳、放歌および喧騒を生ぜしめる行為
- ・試験運営スタッフ又は他の受験者に対する暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求またはこれに類する行為
- ・ヘッドフォン、キーボード、マウス、ディスプレイ、LAN ケーブル等の試験に利用する機器・設備の取り外し・持ち出しまたは破壊行為
- ・試験問題および持ち出しが禁止されているその他の配布物の一部または全部の複製および外部への開示・漏えい行為 (試験問題および持ち出しが禁止されているその他の配布物の試験室外への持ち出しおよびインターネット等への掲載を含むが、これらに限らない)、またはかかる開示・漏えいを試みる行為

- ・その他円滑な試験実施を妨げる行為

(2) 試験実施に支障を及ぼしうる事象

- ・受験者が試験運営スタッフの指示に従わない場合
- ・試験運営スタッフが、受験者について、他の受験者に迷惑・危害または著しい不安感を与える状態にあると判断した場合（例えば、薬品、飲酒等によって自己コントロールを喪失した状態にあるような場合をいうが、これに限らない）
- ・協会およびテストパートナーが、受験登録および受験の際に申込者および受験者から提出された資料等について改ざん・偽造等の不正があると判断した場合
- ・その他試験実施に際し不適切な行為があった場合

第 19 条 インフルエンザその他感染症について
インフルエンザその他感染症（学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第 18 条に定める各種感染症を指す。以下同様）に罹患している場合、および医師の診断を受けていなくても罹患が疑われる場合は、受験を控えてください。インフルエンザその他感染症に罹患している、または罹患が疑われる場合、試験会場にて受験を断ることがあります。この場合、振替受験または第 3 条 6 項(2)の手続に準じた受験料の払い戻しにて対応いたします。

受験後

第 20 条 試験結果について

1. 当テスト公式の成績証明書（Test Report Form）には、総合評価としてのオーバーオール・バンド・スコアと各技能のバンド・スコアがテスト結果として表示されます。試験結果は、通常、LRW テストの試験日の 1 日後から 5 日後にご自身の Test Taker Portal にログインのうえご確認いただくことができます（T&Cs Clause6.1 および Clause 6.2 をご参照ください）。また Test Taker Portal より、「e-TRF」として、PDF による成績証明書を受験者自身

で印刷することができます（T&Cs Clause6.4 をご参照ください）。また、印刷された成績証明書（Test Report Form）の郵送を希望する場合は、所定の期日内に申請した場合に限り、1 通のみ郵送いたします。試験結果は LRW テストの試験日より 2 年間有効です。システムトラブル等が発生した場合は成績公開が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、電話や E メールによる成績結果の問い合わせには対応いたしません。

2. 教育機関等への試験結果提供

成績証明書（Test Report Form）は、試験日より 33 日以内であれば、5 通まで無料で認定された教育機関や企業（以下、「認定機関等」という）の担当者宛に送付します。6 通以上の成績証明書（Test Report Form）を希望する機関に郵送する場合、あるいは試験日より 34 日以上経過した場合は、成績証明書（Test Report Form）1 通につき 1,200 円の基本送料（書留での郵送をご希望の場合、基本送料に加え日本国内 700 円・日本国外 4,000 円の追加送料）がかかります。追加の成績証明書は、成績が公開されてから所定の申請書に記入の上メールにて受け付けます。成績証明書を送付する認定機関等の確認、入金など申請手続が完了した後、完了した当日を含む 4 営業日以内に協会より認定機関等に発送します。成績公開より前の発行申請や事前準備等は受け付けません。また、繁忙期や大型連休・年末年始等の時期は、手続完了順に随時発送手続を行います。4 営業日以内に発送が完了できない場合があります。

3. 認定機関等が当テスト利用型入試を行い、受験者が当該認定機関等に出願した場合は、認定機関等の要請により受験者の成績結果を提供します。なお、受験者が当テスト受験に使用した個人情報と認定機関等への出願の際に証した個人情報の不一致等により発生した入試への影響・結果等については、協会は一切の責

任を負いかねます (T&Cs Clause 6.7 をご参照ください)。

4. 成績証明書は、受験者が提出したパスポート上の名義で発行されます。万が一、成績証明書の個人情報に誤りがあった場合には、試験を受けたテストセンターに変更依頼を提出してください。その際、正しい個人情報を証明できる書類の提出が必要になります。当テストセンターで個人情報の変更が不可能な場合には、ブリティッシュ・カウンシル英国本部 (ielts@britishcouncil.org) に相談してください。なお、成績証明書の発行後は、氏名を含むいかなる変更もできません (T&Cs Clause 6.5 をご参照ください)。何らかの不測の事情によって、テストパートナー側が受験者の成績証明書の再発行を認めた場合でも、新しい成績証明書は原本と同様の氏名で印字されます。
5. 受験者の試験結果に関して、テストパートナーが何らかの確認作業が必要と判断した場合には、試験日の 5 日後に試験結果が公開されない場合があります。また、例外的事情によって、テストのいくつかの技能の再受験をお願いする場合があります (T&Cs Clause 6.2 をご参照ください)。
6. 万が一、受験者または受験者の所属機関が試験結果に何らかの改ざんを加えて試験結果を認定機関に提出した場合、T&Cs Clause 6.8 に基づいて対応いたします。
7. 受験者は、当テストの試験結果が出るまでの過程の成果物を閲覧することができません。
8. リスニング、リーディング、ライティング、スピーキングの 4 技能のうち、1 技能でも欠席または棄権した場合には、試験結果の開示および発送・通知は行いません。

第 21 条 問題内容・採点結果異議申し立て
試験結果に疑問がある場合、再採点 (Enquiry on Results) を申請することができます。申込受付期間は LRW テスト受験日から 39 日以内となります。どの技能の再採点を希望するかは、自身で

指定することが可能です。このサービスは有料ですが、再採点の結果スコアが上がった場合に限り、支払い時に利用したクレジットカードに返金されます。ただし、再採点の結果の如何にかかわらず、再採点を申請した試験以降に申込をした試験については、申込締切を過ぎてのキャンセルはできず、受験料の返金はしません。再採点の結果が出るまでには、原則として 3 週間前後かかります。なお、申請中はオリジナルの結果が一旦凍結となり、テストセンターでは認定機関等への成績送付ができません。

第 22 条 One Skill Retake

1. One Skill Retake とは、受験した結果に対し特定の 1 技能のみを再受験することができる制度です (T&Cs Clause 1.7 をご参照ください)。申込受付期間は元となるテストの受験日から 60 日であり、また当該期間内に One Skill Retake に係る試験の受験を行う必要があります (T&Cs Clause 1.8 をご参照ください)。どの 1 技能を再受験するかは自身で指定することが可能です。
2. One Skill Retake の受験には所定の受験料がかかります。
3. 申込完了した One Skill Retake の試験予約の変更については、T&Cs Clause 3.1 が適用されますため、同条をご参照ください。キャンセルについては T&Cs Clause 3.2 が適用されますため、同条をご参照ください。
4. One Skill Retake での再受験の結果、当該 1 技能のスコアが下がることもあります (T&Cs Clause 6.3 をご参照ください)。
5. One Skill Retake の成績結果については、電子による成績証明書 (eTRF) として発行され、受験者の管理画面より PDF を出力することができます。郵送による TRF の発行は行いません。
6. 元となる試験において第 3 条第 7 項に定める特別の配慮を申請していただいた場合であっても、One Skill Retake の受験時にはかかる

申請は自動的に引き継がれないため、別途申請していただく必要があります（T&Cs Clause 5.4 をご参照下さい）。

一般条項

第 23 条 禁止事項

1. 申込者および受験者は、本規約、T&Cs、当テストウェブサイトおよび試験会場等で示される禁止事項に従うものとします（T&Cs Clause 1.2 をご参照ください）。
2. 申込者および受験者が前項に該当する禁止事項を行った場合、協会は、当テストの受験を承諾しないことがあります。また、受験者が当テストの受験後に禁止事項を行ったことが判明した場合には、協会は試験結果の開示をしません。
3. 当テストを受験した後、受験料の支払いに用いたクレジットカードに係る決済事業者に対して、当テストの受験料の支払いに関する異議の申立て、チャージバック（決済の差し戻し及び協会に対する受験料相当額の返還請求）の要求、または支払の取消しの試行を行うことは禁止されています（T&Cs Clause 3.5 をご参照ください）。こうした行為が認められた場合、本条第 2 項に定める措置に加え、かかる行為を行ったアカウントからの受験申込を拒否することがあります。

第 24 条 再委託

1. 協会は、申込者に対する当テストの運営に必要な業務の全部または一部を、協会の指定する第三者（以下「再委託先」という）に委託できるものとし、当該委託に伴って、再委託先に対し、当テスト申し込みの際に入力された個人情報、試験当日に提供された個人情報およびその他当テスト受験のために提供された個人情報を提供することがあります。
2. 前項の場合、協会は、再委託先に対して、必要かつ適切な監督を行うものとします。
3. 協会が再委託先に委託をした場合であって

も、協会は、従前どおり、協会に課せられている義務を負担するものとします。

第 25 条 機密保持

1. 申込者および受験者は、当テストの申し込みおよび受験にあたって協会より開示された、または知り得た営業上または技術上の機密情報を機密として保持し、当テストの申し込みおよび受験以外に使用せず、第三者に開示・漏えいしてはならないものとします。
2. 前項の規定は、当テストに関するサービスの利用期間が終了した後も有効に存続するものとします。

第 26 条 当テスト利用についての免責

1. 協会は、試験の中止や受験を断る権利を有します。試験実施を中止した場合、支払い済みの受験料は返金します。
2. 協会は、試験日・試験時間・試験の順番を変更する権利を有します。試験実施や成績表発行に関して中断、中止、遅延等の事態が生じた場合、迅速に業務を再開するために最大限の努力をしますが、協会における対処としては受験料の返金および試験日の変更に限定させていただきます。
3. 協会は、試験運営に支障のないよう万全を期していますが、以下の場合に関してはその責任を負いかねます。
 - ・自然災害を含む、不可抗力により試験運営に関わる業務の遂行できない状況が生じた場合
 - ・協会による書類発送後の郵便事故や不達の場合
 - ・受験者による書類発送後の郵便事故や不達の場合
4. 試験会場における受験者（その保護者等の付添者を含む）間のトラブル等については、協会は一切責任を負いません。
5. 協会は、申込者および受験者が当テストや当テストの設備に蓄積した情報または申込者お

よび受験者が再委託先に蓄積することを承認した情報について、消失、第三者による削除または改ざん等が生じた場合の損害について、協会の故意に基づくものを除き、いかなる責任も負わないものとします。

第 27 条 損害賠償

申込者および受験者は、当テスト受験に際し、協会または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第 28 条 責任の制限

本規約に別途定める場合を除き、いかなる場合においても協会が申込者および受験者に対して負う責任は、当該受験者が実際に支払った受験料総額を上回るものではありません。

第 29 条 本規約の変更

協会は本規約を申込者および団体申込責任者へ予告することなく変更することがあります。また、変更後の本規約については、協会が別途定める場合を除いて当テストウェブサイト上に表示した時点より効力が生じるものとします。

第 30 条 個人情報の取り扱いについて

1. 協会の個人情報保護に関する基本方針については以下を閲覧してください。

個人情報保護基本方針

<http://www.eiken.or.jp/privacypolicy/>

2. 協会は、申込者および受験者の個人情報を取り扱う団体として、個人情報保護法に従いその保護ならびに適切な管理の遂行に積極的に取り組んでいます。当テスト申し込みの際に入力された個人情報、試験当日に提供された個人情報およびその他当テスト受験のために提供された個人情報（以下、「当該個人情報」という）は、以下の「個人情報の利用目的」に示す項目のために利用し、それ以外の目的に使う場合は申込者および受験者の同意を得た上で行います。なお、申込者および受験者が当テストの利

用を終了した場合でも、同様の目的で利用することがあります。また、申込者および受験者の個人情報を正確に保つため、協会に登録されている申込者および受験者の個人情報を更新することがあります。

【個人情報の利用目的】

- ① 当試験の厳正公平かつ円滑な実施、評価・採点、業務運用、スコアレポート発行等のサービスの実施
 - ② 受験者の大学等の高等教育機関の受験に必要な範囲での当該大学等の高等教育機関への提供
 - ③ 協会の事業に関する統計等資料の作成、分析
 - ④ 協会が実施する英語教育や事業・サービスに関する情報の受験者への提供
 - ⑤ 当試験に関するマーケティング活動やアンケート調査
 - ⑥ 問い合わせ・相談への対応
 - ⑦ 当試験に関連する教材等の情報のご案内
 - ⑧ 英語に関する業務・セミナー等に関する情報提供
 - ⑨ 当試験を厳正公平に実施するための不正行為等への対応
 - ⑩ 第 1 号または前号に掲げる利用目的の達成に資するシステム等の開発及び運用
3. EEA 加盟国に住む受験者に対する当テストの実施について協会が当テストの申込者または受験者から取得する個人情報は、当テストの円滑な実施、業務運用、スコアレポート発行等のサービスに関わる用途に使用します。個人情報の取り扱いは申込者または受験者との間の契約の履行のために処理が必要な場合、または契約の締結前にその求めに応じて手続をとるために取り扱いが必要な場合に行われるほか、申込者または受験者の同意に基づいて行われることがあります。協会は申込者または受験者の個人情報の処理の全部または一部を、採点業者等の第三者に委託することがあります。申込者または受験

者の情報は、契約の履行のために日本に転送され、協会の日本国内のサーバーに保存されます。取得した個人情報、法律でそれ以上の期間の保存が求められていない限り、申込者または受験者からの削除要請があった場合または協会が定める保存期間の経過後まで保存されます。申込者または受験者は、法律の認める範囲内で自らの個人情報へのアクセス、訂正、消去または自らに関する処理の制限、もしくは処理に対する異議申し立て、および、提供した個人情報について、構造化され、一般的に利用され機械可読性のある形式で受け取ることおよび提供した個人情報を他の管理者に移行することを協会に要求できます。なお、協会の個人情報の取り扱いに不満がある場合には、EEA 加盟国の監督機関に苦情申し立てをすることができます。個人情報が同意に基づいて取り扱われている場合、この同意はいつでも撤回する権利があり、この同意の撤回は、撤回前のデータ処理の適法性に影響をあたえるものではありません。申込者または受験者の情報は契約の履行のために必要であり、これらの情報が提供されない場合には受験、可否の判定またはその通知ができません。

4. テストパートナーによる個人情報の取り扱いについて、T&Cs Clause 1.9 および Clause 2 をご参照ください。
5. 協会は、本テストの実施に際して取得した個人情報の一部について、ブリティッシュ・カウンシル及びケンブリッジ大学英語検定機構と共同利用することがあります。詳細は以下をご確認下さい。

【<https://www.eiken.or.jp/ielts/privacy/>】

第 31 条 知的財産権

1. 当テストに関する著作権等の一切の知的財産権はブリティッシュ・カウンシル、IDP:IELTS オーストラリア、ケンブリッジ大学英語検定機構に帰属します。また、当テスト

は日本の著作権法およびその他関連して適用される法律などによって保護されています。

2. 当テストの受験に際して受験者に提供される資料（以下「関連資料」という）の著作権は、協会に帰属し、これらの関連資料は日本の著作権法およびその他関連して適用される法律によって保護されています。

第 32 条 ロシアにおける「好ましくない組織」としての指定について

ブリティッシュ・カウンシルは、ロシア連邦（以下「ロシア」という）において、「好ましくない組織」の登録簿に追加されました。これは、外国政府と関連性を有する組織がロシア当局によって好ましくないとみなされるという、ロシアの法律の変更に基づくものです。これにより、ブリティッシュ・カウンシルと関係性を持つことは、ロシア国籍を有する者やロシアとのつながりがある者にとって、たとえロシア国外に居住していても、リスクを伴う可能性があります。ブリティッシュ・カウンシルと関係する試験を受験する前に、上記を慎重に勘案し、ご自身に及ぶ可能性のあるリスクを十分にご検討ください。

第 33 条 言語

この規約は日本語を正文とします。この規約につき英文による翻訳が参考として作成される場合においても、日本語の正文が優先するものとします。

第 34 条 準拠法

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 35 条 管轄

当テストの申し込みおよび受験に関連して訴訟の必要が発生した場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2020 年 8 月 9 日施行

2026 年 9 月 1 日改定

公益財団法人 日本英語検定協会